

第5章 計画の検証

1. 中間目標値と実績値の比較

(1) 排出抑制の中間目標値と実績値の比較

平成26年度における1人1日当たりのごみ排出量は、中間目標値の920gと比べ、3.4%増加しております、目標を達成していない状況です。

区分		平成21年度 (基準年度)	平成27年度 (中間目標年度) 中間目標値	平成26年度			平成32年度 (目標年度)
				実績値	中間目標値比較		
総量	排出量	41,837t	40,000t		1,575t	3.8%	38,360t
	家庭系ごみ	31,770t	30,430t	31,159t	729t	2.3%	29,300t
	家庭系廃棄ごみ	22,508t	20,880t	22,410t	1,530t	6.8%	19,590t
	集団資源回収等	9,262t	9,550t	8,749t	△801t	△9.2%	9,710t
	事業系ごみ	10,067t	9,570t	10,416t	846t	8.1%	9,060t
1人1日当たり	排出量	939g	920g	952g	32g	3.4%	910g
	家庭系ごみ	713g	700g	714g	14g	2.0%	695g
	家庭系廃棄ごみ	505g	480g	513g	33g	6.4%	465g
	集団資源回収等	208g	220g	201g	△19g	△9.5%	230g
	住民基本台帳登載人口	121,987人	118,850人	119,640人	790人	0.7%	115,450人

(2) 資源化の中間目標値と実績値の比較

平成26年度におけるリサイクル率は、中間目標値と比べ、3.1ポイント減少しております、目標を達成していない状況です。

区分		平成21年度 (基準年度)	平成27年度 (中間目標年度) 中間目標値	平成26年度			平成32年度 (目標年度)
				実績値	中間目標値比較		
総資源化量	リサイクル率(資源化率)				増減	増減率	
	12,281t	12,450t	11,616t	△834t	△7.2%	12,510t	
		29.4%	約31%	27.9%	△3.1ポイント	-	約33%

(3) 最終処分の中間目標値と測量値の比較

平成26年度における最終処分場の残余容量（測量値）は34,320m³あり、供用期間を5年以上延長させる目標の達成は可能な状況です。

区分		平成21年度 (基準年度)	平成27年度 (中間目標年度) 中間目標値	平成26年度			平成32年度 (目標年度)	平成35年度 (埋立終了予定年度)
				実績値	中間目標値比較			
埋立容量(単年度)	埋立容量(累計)				増減	増減率		
	3,193m ³	3,387m ³	4,087m ³	700m ³	17.1%	3,571m ³	3,686m ³	
残余容量(積算値)	50,605m ³	47,211m ³	48,096m ³	885m ³	1.8%	64,697m ³	75,640m ³	
残余容量(測量値)	51,285m ³		30,789m ³	29,904m ³	△885m ³	△3.0%	13,303m ³	2,360m ³
				34,320m ³	3,531m ³	10.3%		

※ 目標年度の残余容量は供用期間を当初計画の15年から5年延長させ、埋立終了予定を平成35年度とした場合の値です。

※ 最終処分場の残余容量（積算値）は、埋立てる廃棄物を種類に応じて重量から体積に換算して算出した値のため、毎年度測量した残余容量（測量値）より少ない値となっています。

2. 施策の検証

(1) 施策の実施状況

現計画では平成32年度の基本目標の達成に向けて、4つの基本方針の下に、34の施策に取り組むこととしています。

平成26年度までに、一部の先行実施の施策も含め、28の施策を実施しましたが、6つの施策については検討中です。

基本方針	施 策	実施状況
基本方針 1 3Rの推進	1-1) 発生・排出抑制の啓発・支援	実施
	1-2) 広報機能の充実	実施
	1-3) 環境教育(学習)の推進	実施
	1-4) 市民団体等との協働	実施
	1-5) 生ごみ減量化の推進	実施
	1-6) リサイクルバンクの運営	実施
	1-7) リユース活動の情報提供	実施
	1-8) 事業系食品残渣再利用の調査研究	実施
	1-9) 集団資源回収の推進	実施
	1-10) 資源物収集の品目拡大の検討	検討中
	1-11) 事業者の自主回収ルートの活用	実施
	1-12) 植物性廃食用油の拠点回収の情報提供	実施
	1-13) 布類の拠点回収の拡充	実施
	1-14) 使用済小型家電の回収	実施
	1-15) グリーン購入の推進	実施
基本方針 2 適正なごみ処理の確保	2-1) 安全・安心なごみ処理体制の確保	実施
	2-2) 民間処分業者の活用	実施
	2-3) 在宅医療廃棄物の適正処理	実施
	2-4) 地域生活環境の保全	実施
	2-5) 事業系ごみの適正処理	実施
基本方針 3 市民の視点に立った ごみ処理システムの構築	3-1) 大型ごみ収集区分の新設	先行実施
	3-2) 指定ごみ袋の統合と新設	先行実施
	3-3) ごみ処理手数料の減免拡大	先行実施
	3-4) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討	検討中
	3-5) 燃やせるごみの早期収集	検討中
基本方針 4 経済的・効率的な ごみ処理の推進	4-1) 施設の維持管理の推進	実施
	4-2) 収集運搬業務の一括委託	先行実施
	4-3) 資源物・危険ごみの同日収集	先行実施
	4-4) 燃やせないごみの収集回数の見直し	先行実施
	4-5) ごみ処理業務の委託拡大	実施
	4-6) 環境クリーンセンター処理手数料の検討	検討中
	4-7) リサイクルバンク利用者負担の検討	検討中
	4-8) 広報誌等への有料広告掲載の募集	実施
	4-9) 新しいコスト計算手法の導入研究	検討中

(2) 検証に必要な調査

これまで実施してきた施策の検証には、ごみの組成や排出量などの数値だけでなく、市民や事業者のごみ処理の実態や意向等も必要なことから、平成21年度に実施したアンケート結果を踏まえ、現計画の中間見直しにあたり、平成26年度に市民アンケートと事業所アンケートを実施しました。

調査の内容と結果は次のとおりです。

①市民アンケート

(ア) 調査の概要

- ・実施期間：平成26年11月4日～11月28日
- ・調査対象：市民3,000人
- ・回答率：1,369人(45.6%)
- ・調査項目：10項目28問(ごみ・資源物の排出実態やごみ減量、リサイクルに関する意識等)

(イ) 主な調査結果

○ごみ問題への関心度について

市民のごみ問題に対する関心度は、前回と同じく約90%と高い傾向が見られます。

○ごみと資源物の排出について

ごみの排出では、ごみと資源物の収集回数を70%以上の市民が「適当である」と回答しています。

また資源物は、前回より集団資源回収を活用する割合が高くなっています。

○分別の拡大によるリサイクルの推進について

リサイクルの推進では、前回と同じく「手間がかかっても、できるだけ費用をかけずにリサイクルを推進すべき」との回答が約40%と高く、また、資源物の拡大を希望する品目も前回と同じく「発泡スチロール」が26%と一番多くなっています。

○ごみの減量・リサイクルの取り組みについて

ごみの減量化・リサイクルの取り組みでは、前回と同じく約70%の市民が「マイバッグ持参」を「いつもしている」と回答しています。

また、取り組みを推進するには、約40%の市民が「パンフレット等を活用した情報提供の充実」が重要と回答しています。

○ごみステーションの状況・収集方式について

ごみステーションの状況では、前回と同じく「カラス被害」以外は、「正しく分別されていない」などのごみ出しのルール違反は、ほとんど見ないと回答しています。

また、ごみの収集方式では、前回と同じく「ステーション方式」でよいとの回答が79%と高い傾向が見られます。

○市の指定ごみ袋や大型ごみなどの処理について

使用する指定ごみ袋の大きさは、前回と同じく「20リットル」が約40%と一番多く、新規に作成した「5リットル」は2%となっています。

また、大型ごみ収集では、「電話での事前申込み制」や「大きさなどに応じた料金」についての認知度が約70%と高い傾向が見られます。

○市が取り組んでいるリユース・リサイクルについて

古着・古布及び小型家電の拠点回収では、約50%以上の市民が「一度も利用したことはないが、機会があれば利用したいと思う」と回答しています。

しかし、実際に「利用したことがある」との回答は20%未満にとどまっています。

また、リサイクルバンクの土曜日開館の認知度も5%にとどまっています。

○清掃事業全般の市民満足度について

市民満足度では、前回と同じく、約50%が「満足」・「少し満足」、約40%が「普通」と回答しており、清掃事業全般は概ね市民に受け入れられていると考えられます。

②事業所アンケート

(ア) 調査の概要

- ・実施期間：平成26年9月1日～9月25日
- ・調査対象：300事業所
- ・回答率：115事業所(38.3%)
- ・調査項目：11項目11問(法令の認知度、ごみの排出やリサイクルの取り組み状況等)

(イ) 主な調査結果

○品目別の処理方法について

産業廃棄物や事業系一般廃棄物、家庭系一般廃棄物の区分の認知度では、前回と同じく約90%が認知していると回答しています。

○ごみと資源物の排出量について

燃やせるごみの排出量では、週5kg以下の少量排出の回答が37%とで一番多く、週1,000kg超の多量排出の回答は5%で前回より4%減少しています。

○ごみと資源物の保管場所について

ごみと資源物の保管場所では、「保管場所がある」との回答が、ごみでは94%で前回より3%、資源物では89%で前回より7%増加しています。

○ごみと資源物の排出状況について

ごみと資源物の排出状況では、前回と同じく排出頻度は週2～3回が41%、1回当たりの排出量は50kg以下が77%で一番多くを占めています。

○ごみ処理の契約方式について

ごみ処理の契約方式では、前回と同じく「重量や袋数に応じた契約」との回答が約60%で一番多くを占めています。

○ごみ・資源物の処理経費について

1か月あたりのごみ・資源物の処理経費では、2,000円超から50,000円以下の回答が67%で前回より9%増加し、月50,000円超の回答は20%で前回より7%減少しています。

○ごみ減量や資源物リサイクルの取り組みについて

ごみ減量や資源物リサイクルの取り組みでは、「ごみ減量等について社内への呼びかけ」など、取り組みをおこなっているとの回答が66%あり、何も取り組みをしていないとの回答は34%で前回より4%増加しています。

○ごみ減量や資源物リサイクル推進の問題点について

ごみ減量や資源物リサイクル推進の問題点では、前回と同じく「分別の手間や経費がかかる」など、問題があるとの回答が約60%を占めています。

○関係法令の認知度について

関係法令の認知度では、テレビや冷蔵庫などの特定家電の処理方法が一般に普及していることから、前回と同じく家電リサイクル法の認知度が75%で一番多くを占めています。

○江別市の処理範囲の認知度について

「品目別の処理方法について」の設問では、廃棄物の区分の認知度は約90%認知している反面、「江別市では産業廃棄物を処理していない」などの処理範囲の認知度は約70%にとどまっていることから、言葉として認知していても、十分な理解には至っていない場合が多いと考えられます。

(3) 施策の検証

基本方針 1 【3Rの推進】

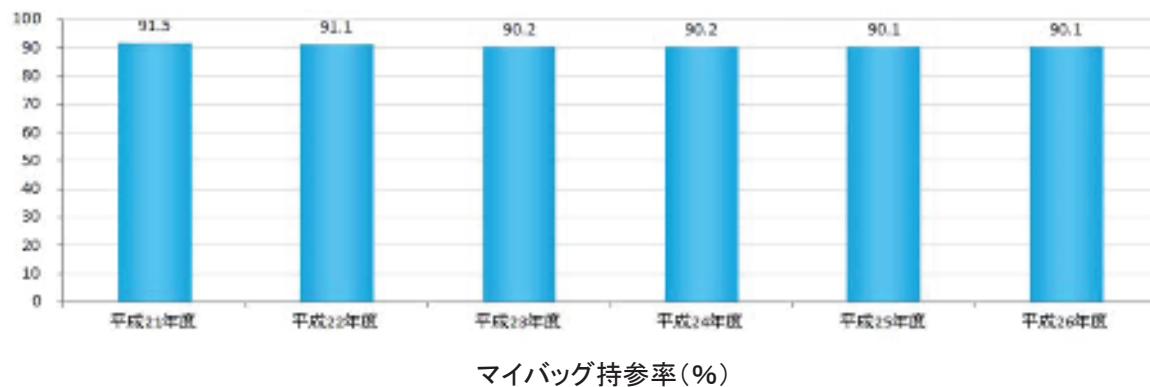
(広報等による教育・啓発)

1-1) 発生・排出抑制の啓発・支援

ごみの発生や排出抑制は、市民一人ひとりが、余分なものは買わないなど、ごみ減量の意識を高める必要があることから、これまでマイバッグ持参運動や生ごみの水切りなどの啓発を行つてきました。

マイバッグの持参率は、店舗での啓発のぼりの設置やレジ袋の有料化により90%台で推移しています。

一方、生ごみの水切りについては、広報誌等への掲載や水切り器のモニター配布を行つてきましたが、市民アンケートでは、「生ごみは水切りなど、減量してから出す」との設問に対し、「いつも行っている」との回答は49%であったことから、一層の啓発が必要な状況です。



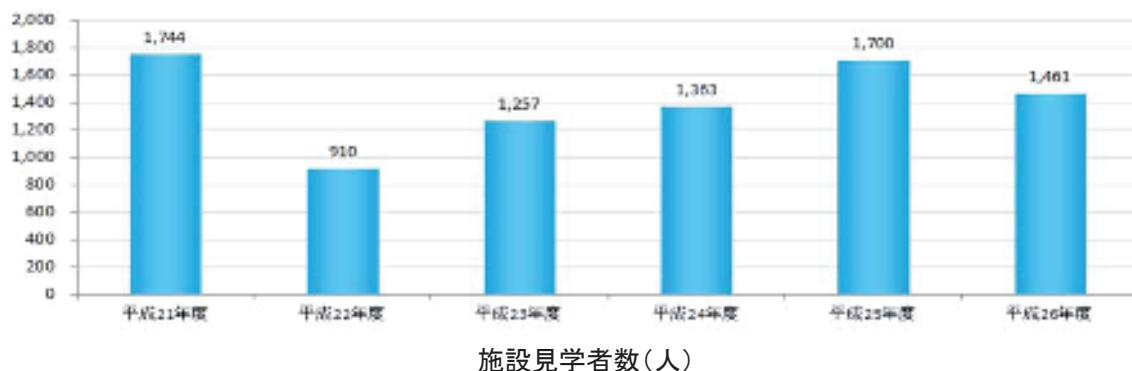
1-2) 広報機能の充実

ごみ分別・排出ルールの徹底など、ごみ処理に関する情報提供は、広報えべつ、分別の手引き、収集日カレンダー、ごみコミえべつ、ホームページのほか、自治会回覧などを発行し、市民への周知・啓発に努めてきましたが、一部、ごみの分別が徹底されず排出されていることから、更なる広報機能の充実が求められる状況です。

1-3) 環境教育（学習）の推進

循環型社会の形成に向けた知識や行動を多くの市民に習得してもらうため、小学生を対象としたごみのパンフレットの作成、ごみの減量やリサイクルの仕組みを学習する夏休みリサイクル教室を開催したほか、自治会などの団体を対象とした出前講座を実施し、直接市民にごみの減量化を働きかけてきました。

また、環境クリーンセンター・リサイクルセンターでは、学校や自治会などの団体を中心とした施設見学の受け入れを行つてきました。



1-4) 市民団体等との協働

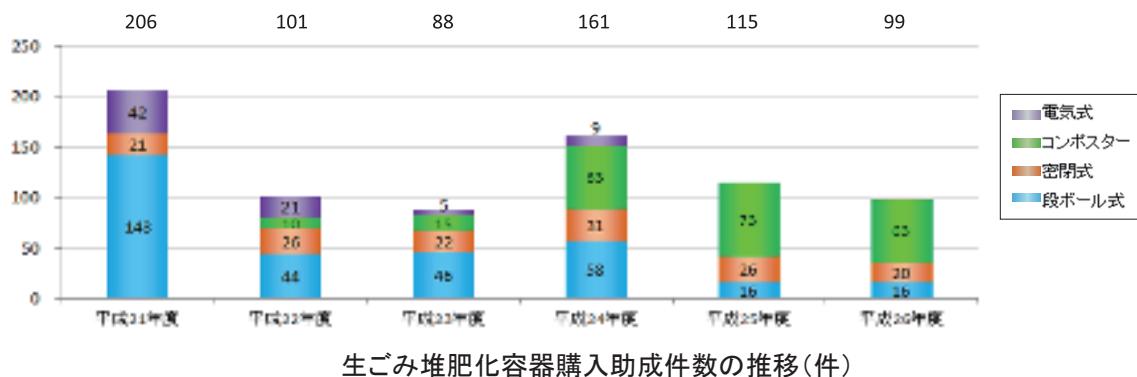
市民団体と行政との連携は、ごみの減量や資源化の取り組みを、地域全体に広げていく原動力になることから、市民団体と連携した資源物の回収などに取り組んできたほか、平成27年度からは、大学と連携したごみ出しルールの効果的な啓発手法を研究しています。

(発生・排出抑制、再使用、リサイクル)

1-5) 生ごみ減量化の推進

家庭から排出される燃やせるごみの約4割を占める生ごみを減らすため、生ごみ堆肥化容器（段ボール式、密閉式、コンポスター）の購入助成と堆肥化講習会の開催や、生ごみの水切りによる減量化を啓発してきましたが、一般に普及するまでには至らなかったことから、平成27年度に食材を使い切る「生ごみダイエットレシピ講習会」を開催しました。

なお、電気式生ごみ処理機の購入助成については、電気料金の上昇に伴う購入希望者の減少もあり、平成24年度で廃止しました。



生ごみ堆肥化容器購入助成件数の推移(件)

1-6) リサイクルバンクの運営

まだ使える家具等を、希望する市民に無償で提供するリサイクルバンクの運営では、市民の利便性を高めるため、これまでの平日だけの開館を、平成26年度から土曜日(午前中)も開館し、来場者数は、近年、増加傾向にあります。

しかし、市民アンケートでは、土曜日開館の認知度は5%にとどまっており、利用者拡大に向けて、積極的な市民周知が必要な状況です。



リサイクルバンク利用状況

1-7) リユース活動の情報提供

民間での古着等のリユースを目的としたフリーマーケットなどのイベント開催情報を、広報えべつなどに掲載するなど、支援してきました。

1-8) 事業系食品残渣再利用の調査研究

スーパー・マーケットやコンビニエンスストア等の事業所から排出される食品残渣（動植物性残渣）の再利用の研究では、産学官が廃棄物の再利用等を研究する北海道バイオマスネットワーク会議に参加して事業系食品残渣の再利用の研究を進め、現在、民間事業者による飼料化試験を支援しています。

1-9) 集団資源回収の推進

自治会やPTAなどが取り組む集団資源回収では、ガイドブックの作成などによる啓発に努めた結果、衣類全般をリユースするシステムが構築されたこともあり、布類の回収量が増加しました。一方、集団資源回収量の多くを占める古紙類の回収量は、減少傾向となっています。

1-10) 資源物収集の品目拡大の検討

市民アンケートでは、資源物収集の要望が一番多かった品目は発泡スチロールでした。

品目の拡大については、この要望も踏まえ、収集や中間処理のコストなどを考慮して検討しています。

1-11) 事業者の自主回収ルートの活用

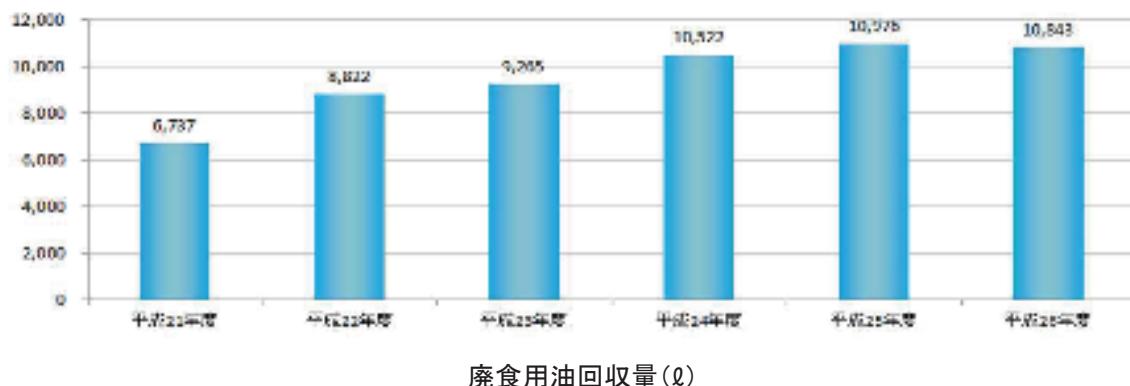
スーパー・マーケット等では、自店で販売した白色トレイなどの店頭回収を実施しています。

こうした店頭回収の取り組みを市民がもっと活用できるよう、ホームページ等で情報提供していました。

1-12) 植物性廃食用油の拠点回収の情報提供

民間事業者では、家庭から出る使用済み天ぷら油等の植物性廃食用油をスーパー・マーケットやレストランと連携して拠点回収を行なっており、回収した油をバイオディーゼル燃料（BDF）等として再生利用しています。

この取り組みが市民に活用されるよう、ホームページ等で情報提供していました。



1-13) 布類の拠点回収の拡充

古着等の布類の回収は、工業用ぞうきん（ウエス）等としての活用が可能な綿50%以上のものを中心に、市民活動センターにおいて回収が行われていましたが、衣類全般をリユースするシステムが構築されたことから、市民への普及を目的として、平成26年度から市公共施設6か所に古着・古布の回収ボックスを設置し、拠点回収を拡充しました。

1-14) 使用済小型家電の回収

レアメタル（希少金属）を回収する使用済小型家電の回収は、イベントなどのほか、平成25年度の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴い、家電量販店と連携して独自に拠点回収を行ってきました。

さらに、平成26年度から国の実証事業として、市公共施設6か所に小型家電の回収ボックスを設置し、拠点回収を拡充しました。

1-15) グリーン購入の推進

リサイクルをより一層推進していくため、江別市ではグリーン購入法に基づき、再生品の優先購入を進めてきました。

基本方針 2 【適正なごみ処理の確保】

2-1) 安全・安心なごみ処理体制の確保

ごみ処理の中核施設である環境クリーンセンターは、長期包括委託により民間事業者がその運営管理を行っていますが、職員によるモニタリングにより、運転の効率化や適正な施設の維持管理に努め、安全・安心なごみ処理体制を確保してきました。

2-2) 民間処分業者の活用

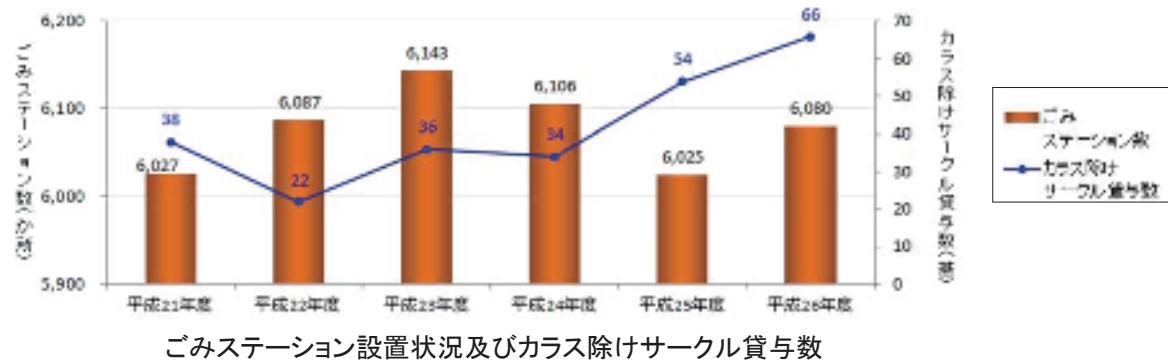
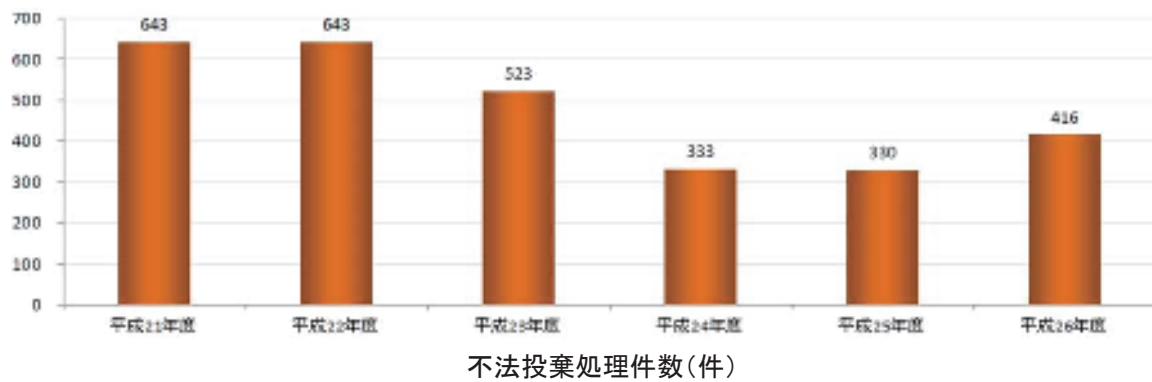
処理が困難な家庭から排出される農薬等について、民間事業者に「一般廃棄物処分業」の許可を付与し、適正処理を確保してきたほか、畳や事業系の紙類の処理についても、R P F（紙や廃プラスチック等を原料とした固形化燃料）の製造等の許可を付与し、資源化に努めてきました。

2-3) 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療廃棄物のうち注射針など鋭利なものは、針刺し事故の発生など、収集作業時等における感染の危険性があることから、医療関係者と協議し、江別市が処理できるものと、医療機関で処理すべきものなど、その範囲を明確化し、適正処理に努めてきました。

2-4) 地域生活環境の保全

不法投棄や野焼きの防止等では、地域の生活環境保全のため、看板やのぼりによる注意喚起や警察、消防等の関係機関との連携のほか、民間事業者と不法投棄等の情報提供に関する協定を締結し、監視を強化してきました。



ごみステーション管理の支援では、カラス除けサークルの貸与などにより、カラス除けサークルの普及とカラス被害の軽減に努めてきました。

ごみ出しルールについては、地域自治会や大学と連携して地域のルール違反の状況等について、情報交換をしてきたほか、アパート管理会社や大学生協等を通じて、専用冊子を配布するなど、周知・啓発を行ってきました。

また、平成27年度は、大学新入生を対象としたごみ出しルールの説明会を開催し、啓発に努めてきました。

2-5) 事業系ごみの適正処理

事業者への適正処理等の指導・啓発では、収集運搬許可業者を通じた指導やパンフレットの配布、セミナーの開催等による啓発等を行ってきたほか、事業所に対し、職員が立入るなどして指導にあたってきました。

しかし、事業系ごみの組成では燃やせるごみで21.1%、燃やせないごみで25.9%の資源物の混入が見られたほか、事業所アンケートでは約30%の事業所が江別市のごみの処理範囲を知らないと回答するなど、一部の事業者のごみに対する意識の低さなどもあり、ごみの減量化や資源化が進んでいない状況です。

基本方針 3 【市民の視点に立ったごみ処理システムの構築】

3-1) 大型ごみ収集区分の新設（平成22年10月 先行実施）

それまでごみステーションに出せなかった大型家具やガスコンロなど発火性のあるものや、鉄アレイなどの硬いかたまり状のものについて、事前の電話申し込みにより、戸別に収集する大型ごみ収集を実施しました。

3-2) 指定ごみ袋の統合と新設（平成22年10月 先行実施）

市民の袋の使い分ける手間をなくし、取扱店の保管・販売の手間を軽減するほか、作成などに要する経費の節減を図るため、燃やせるごみ袋と燃やせないごみ袋を統合し、合わせて少量排出の要望を踏まえて、5リットル袋を新設しました。

3-3) ごみ処理手数料の減免拡大（平成22年10月 先行実施）

ごみ処理手数料の減免対象は、生活保護世帯に限っていましたが、福祉と子育て支援の観点から、當時、紙おむつが必要な要介護高齢者や2歳未満の乳幼児等に拡大しました。

3-4) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討

高齢者などのごみ出し困難者は、現在、家族や民生委員などの地域の福祉活動に支えられていますが、今後、増加が予想されることから、ごみ出し困難者に対する収集について、検討しています。

3-5) 燃やせるごみの早期収集

ごみのカラス被害や飛散防止には早期の収集が望まれることから、収集業務の地区割りや収集ルートなど収集体制のあり方について、検討しています。

基本方針 4 【経済的・効率的なごみ処理の推進】

4-1) 施設の維持管理の推進

現在、中間処理が行われている環境クリーンセンターの運営管理は、長期包括委託により、安全で安心な施設の運転を継続してきたほか、施設の安全で安定的な運転管理を維持するため長期修繕計画を策定中です。

また、最終処分場については、管理型最終処分場としての安全性を確保してきました。

4-2) 収集運搬業務の一括委託（平成22年10月 先行実施）

燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険ごみの収集については、個別に委託してきたものを、大型ごみ収集も含めて一括して委託したことにより、業務量に応じた車両や人員の調整等、収集運搬業務の効率性の向上を図りました。

4-3) 資源物・危険ごみの同日収集（平成22年10月 先行実施）

月1回の危険ごみ収集では、曜日違いの排出が多く見られ、収集上の支障となっていたことから、月2回の資源物の収集と同じ日にしたことで、こうした支障を解消し、同時に車両の効率的な運用を図りました。

4-4) 燃やせないごみの収集回数の見直し（平成22年10月 先行実施）

平成20年10月に実施した分別区分の変更により、燃やせないごみの量が半減したことから、年末年始や引っ越しシーズンの春先などの排出量が増加する時期を除き、週1回から月2回に収集回数を見直しました。

4-5) ごみ処理業務の委託拡大

ごみ処理費用を抑制し、効率的な業務の執行を図るため、指定ごみ袋の管理や不適正排出ごみの回収など、定型的な業務を委託してきました。

4-6) 環境クリーンセンター処理手数料の検討

環境クリーンセンターの搬入手数料の見直しについては、排出抑制や費用負担の公平化といった観点のほかに、指定ごみ袋や大型ごみなどのごみ処理手数料とのバランスに配慮しながら、江別市全体の手数料の見直しの中で検討しています。

4-7) リサイクルバンク利用者負担の検討

リサイクルバンクの運営費用は全て公費で賄われていることから、受益者負担として利用者に一定の負担を求めるることは、リユースの中心的な事業である当事業の持続的な運営を確保するほか、物を大切に長く使うという市民意識を高める一面もあることから、利用料などの費用負担のあり方やその手法等について検討しています。

4-8) 広報誌等への有料広告掲載の募集

分別の手引き、収集日カレンダーに有料広告を掲載し、広告収入を確保して経費節減に努めてきました。

4-9) 新しいコスト計算手法の導入研究

施設の維持費等ごみ処理に要する費用の必要性や効率性等を、全国統一的な基準を用いて比較検証するため、国の動向や他市の状況などを見ながら、計算手法の導入について研究しています。